

富山市造血幹細胞移植等の理由による予防接種の対応について

■制度の概要

本制度は、造血幹細胞移植等により接種済みの予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種にかかる費用を補助することにより、経済的負担の軽減と、感染及び発病防止を図ること目的としています。

制度の対象となる疾病及び接種期間等一定の制限がありますので、下表を参考に接種を行ってください。

<接種年齢の上限がある疾病一覧>

| 特定疾病 | 年齢 | 備考 |
|------------|-------|---------------------|
| ジフテリア | 15歳未満 | 4種混合ワクチンを使用する場合に限る。 |
| 百日咳 | 15歳未満 | |
| 急性灰白髄炎 | 15歳未満 | |
| 破傷風 | 15歳未満 | |
| H i b 感染症 | 10歳未満 | |
| 小児の肺炎球菌感染症 | 6歳未満 | |
| 結核 | 4歳未満 | |